

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 239 回定例会・会議録

日 時 令和 5 (2023) 年 5 月 10 日 (水) 18 : 30 ~ 20 : 25
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 相澤、阿部、飯田、岡田、小田、小野、細山、三宮、品田、
須田、高橋、竹内、西村、本間、三井田達毅、水品、水戸部
以上 17 名
欠席委員 三井田潤、安野
以上 2 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
渡邊 所長 岸川 副所長 杉岡 原子力運転検査官
資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所 関 所長
新潟県 防災局 飯吉 原子力安全広報監
防災局原子力安全対策課 上松 主任
柏崎市 柴野 危機管理監
柏崎市 危機管理部防災・原子力課 吉原 課長 金子 課長代理
刈羽村 総務課 鈴木 課長 三宮 主任
東京電力ホールディングス(株) 稲垣 発電所長 櫻井 副所長
古濱 原子力安全センター所長 松坂 リスクコミュニケーター
村田 新潟本部副本部長 菱川 第一保全部長
曾良岡 土木・建築担当 原田 地域共生総括 G
柏崎原子力広報センター 櫻井 代表理事 品田 理事
堀 業務執行理事 近藤 事務局長
石黒 主査 松岡 主事

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 239 回定例会を開催します。

私は、地域の会事務局の近藤です。進行を務めますのでよろしくお願いします。

本日の欠席委員は、三井田潤委員と安野委員の 2 名です。

それでは、配布資料の確認をお願いします。

まず、事務局から「会議次第」、「第 11 期委員名簿」、「座席表」、「令和 5 (2023) 年度地域の会開催日程」、「地域の会の概要」。

次は、新委員になられた方のみの配布ですが、4 月にオブザーバーにお渡ししました「要

望書の写し」、それと同じく新委員のみの配布でございますが「地域の会 10 年の記録」の写し。最後に「地域の会質問・意見書の様式」、これは委員の皆様全員にお配りしております。こちらは、委員からオブザーバーに対する質問や意見がある場合に事務局に提出する様式です。会議中にご発言いただけなかった質問や意見などがございましたら、後日事務局までご提出ください。尚、後日、様式の電子データをメールでお送りいたしますのでご利用ください。

次に、オブザーバーから、原子力規制庁から 2 部、資源エネルギー庁から 4 部、新潟県から 1 部、柏崎市から 1 部、刈羽村から 1 部、東京電力ホールディングスから 3 部、以上ですが、不足がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

これから議事に入りますが、(1)の第 11 期委員依頼状授与セレモニーは、事務局で進行させていただきます。

最初に、依頼状の授与を行います。本日は第 11 期の委員の皆様からご出席をいただいております。任期は令和 5 (2023) 年 5 月 1 日から令和 7 (2025) 年 4 月 30 日までの 2 年間です。

それでは、公益財団法人柏崎原子力広報センター櫻井雅浩代表理事から依頼状を授与いたします。櫻井代表理事は前にお進みください。

依頼状の授与は、会議時間の都合上、代表者のみとさせていただきます。

代表として新しく委員になられた阿部正昭委員、前にお進みください。

◎櫻井 代表理事

依頼状、阿部正昭様。あなたに柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会委員を依頼します。任期は令和 5 (2023) 年 5 月 1 日から令和 7 (2025) 年 4 月 30 日までとします。令和 5 (2023) 年 5 月 1 日公益財団法人柏崎原子力広報センター代表理事櫻井雅浩、宜しくお願い致します。

◎事務局

ありがとうございました。

他の委員の皆様にはお手元に依頼状をお配りしておりますので、ご確認をお願いします。

それでは就任された委員の皆様から、自己紹介をお願いします。尚、時間の関係上、紹介は推薦団体名とご本人のお名前のみとさせていただきますのでよろしくお願いします。

順番は名簿の 1 番、相澤委員から番号順にお願いします。

◎相澤委員

刈羽西山から出ている相澤です。よろしくお願いします。

◎阿部委員

高浜地区町内会の推薦を受けました、大湊町内会長の阿部です。

◎飯田委員

原発問題を考える柏崎刈羽地域連絡センターの飯田です。よろしくお願いします。

◎岡田委員

柏崎地区生コンクリート協同組合の岡田と申します。よろしくお願い致します。

◎小田委員

柏崎商工会議所より推薦を受けております、小田修市です。よろしくお願い致します。

◎小野委員

松浜地区町内会の小野敏夫と申します。よろしくお願い致します。

◎細山委員

新潟漁業協同組合柏崎支所から推薦をいただきました、細山恭輔と申します。よろしくお願い致します。

◎三宮委員

刈羽エネルギー懇談会、三宮徳保と申します。よろしくお願い致します。

◎品田委員

荒浜 21 フォーラムの品田善司です。2年間よろしくお願い致します。

◎須田委員

柏崎男女共同参画推進市民会議の須田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

◎高橋委員

柏崎刈羽原発反対地元三団体の高橋新一です。よろしくお願い致します。

◎竹内委員

プルサーマルを考える柏崎刈羽市民ネットワークの竹内英子です。よろしくお願い致します。

◎西村委員

柏崎市小中学校 PTA 連合会、西村と申します。よろしくお願い致します。

◎本間委員

プルサーマルを考える医療者の会の本間保でございます。

◎三井田達毅委員

柏崎エネルギーフォーラムから推薦をいただいております。三井田達毅（ひろき）と申します。よろしくお願い致します。

◎水品委員

刈羽村商工会青年部の水品と申します。よろしくお願い致します。

◎水戸部委員

一般社団法人柏崎青年会議所の水戸部智と申します。よろしくお願い致します。

◎事務局

ありがとうございました。

続きまして、オブザーバーと広報センターの理事及び事務局を、私、近藤から紹介いたします。

恐れ入りますが、オブザーバーの皆様はお名前をお呼びいたしましたらその場でお立ちをいただき、ご一礼をお願いいたします。

初めに、原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所、渡邊所長。同じく、岸川副所長。同じく、杉岡原子力運転検査官。

経済産業省資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所、関所長。

新潟県防災局、飯吉原子力安全広報監。原子力安全対策課、上松主任。

柏崎市、柴野危機管理監。柏崎市危機管理部防災・原子力課、吉原課長。金子課長代理。

刈羽村総務課、鈴木課長。三宮主任。

東京電力ホールディングス株式会社、常務執行役柏崎刈羽原子力発電所、稲垣所長。櫻井副所長。古濱原子力安全センター所長。松坂リスクコミュニケーター。村田新潟本部副本部長。菱川第一保全部長。曾良岡土木・建築担当。地域共生室原田課長代理。

公益財団法人柏崎原子力広報センター、堀業務執行理事。事務局、石黒主査。松岡主事。近藤です。事務局を預らせていただいております。よろしく申し上げます。

以上のメンバーで地域の会第 11 期がスタートいたします。皆様、どうぞよろしく申し上げます。

続いて、会長、副会長の選出に移ります。

会則の第 8 条第 2 項に、「会長及び副会長は委員により互選します」と規定されております。委員の皆様にお伺いします。会長、副会長の選出について、ご意見がありましたら発言をお願いします。品田委員をお願いします。

◎品田委員

荒浜 21 フォーラムの品田です。第 10 期の会長をしていただいた三宮委員と副会長の高橋委員と三井田委員のお二方に引き続きお願いしたいと思っております。以上です。

◎事務局

只今、品田委員から、会長に三宮委員、副会長に高橋委員と三井田達毅委員のお二人を推薦するとの発言がありました。他にご意見はありませんか。

無いようですので、地域の会第 11 期の会長には、三宮徳保委員を、副会長に、高橋新一委員と三井田達毅委員を、それぞれ選出することよろしいでしょうか。賛成の方は拍手をお願いします。

— 拍手 —

ありがとうございました。皆様のご賛同により、第 11 期の会長には、三宮徳保委員、副会長には、高橋新一委員と三井田達毅委員が選出されました。

ここで、三宮会長と高橋・三井田達毅両副会長から、ひと言ずつご挨拶をお願いします。まず、三宮会長をお願いします。

◎三宮委員

はい、改めまして、皆さん、こんばんは。刈羽エネルギー懇談会から出向しております、

三宮です。今回で、地域の会委員 9 年目になります。今回の第 11 期のメンバーの中でも一番の古株ということもありまして、第 10 期、前年度から会長の職を命ぜられており、今回もそれで選任されたと理解しております。

20 年の歴史あるこの会ですので、より良い会になるよう精進していこうと考えております。

この地域の会には目的があり、第 11 期の委員の皆様には置かれましては、それをご理解いただいた中で、各オブザーバーの方々におかれましては、ご協力、ご理解いただきながらこの会を進めていけたらと考えておりますので、是非ともご協力の程、よろしくお願い致します。挨拶とさせていただきます。以上です。

◎事務局

ありがとうございました。高橋副会長、お願いいたします。

◎高橋委員

はい、高橋でございます。引き続き副会長を仰せつかりました。私も 9 年目で、あと残り 2 年になりましたが、私なりに精いっぱい頑張ってお参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎事務局

三井田達毅副会長、お願いします。

◎三井田委員

柏崎エネルギーフォーラムの三井田です。諸先輩方を前にして、若輩の私がまた副会長ということで大変重責を感じておるところであります。今回、新委員の方を見渡すと私よりも年代が若くて、それこそ柏崎刈羽の将来を考えていただく新しいパワーが出てきてくれていると思うので、私も臆せず会が良い会になるように頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

◎事務局

ありがとうございました。2 年間、どうぞよろしくお願いします。

それでは、公益財団法人柏崎原子力広報センターの櫻井代表理事と品田理事から、皆様にご挨拶を申し上げます。最初に、櫻井代表理事お願いします。

◎櫻井 代表理事

はい。座ったままで、ということでございます。

今回は、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する会 239 回の例会に皆様方ご参集いただきまして、ありがとうございました。今ほど依頼状をお渡ししましたが、新しい委員に就かれる方 8 名に加えて、全 19 名の方々にこの 2 年間、皆さんの議論をお願いするところでございます。

前にも申し上げましたけれども、この会、今年で 20 年の節目を迎えるわけでございます。世界、もちろん日本の中では類をみない、そして、世界でも類をみないようなこのような賛成、反対、中立、さまざまな会の方、立場の方々が意見を交わすという会の存在は、

私としても非常に誇らしく思うところでございます。この後、品田村長さんからもお話があると思いますけれども、村長さんは、村長時代からこの地域の会に関わっていらっしゃる、切実に関わっていらっしゃる立場でございますし、私もその当時は、2002年、平成14年は議員としてこういった会を、というふうにお話したことを記憶しております。

いずれにせよ、今、原子力発電所を取り巻く状況、もしくはエネルギーを取り巻く状況というのは、大変厳しい状況があるわけでございます。そういった中で、今日の地域の会の概要を拝見しましたら、最後のところにこの会は結論を出さない会だというふう書いてあります。まさに議論をする中で、それぞれの立場に一定程度理解をするというところで、大事なところがあるのだらうと思っております。それに対しまして、私共、市長や村長、また議会の方々は、結論を出すことが仕事でございます。そういった結論を出すに資するような、皆さんの積極的な率直な意見交換を期待するところでございます。以上、申し上げます。今回もよろしくどうぞ、お願いいたします。

◎事務局

ありがとうございました。品田理事お願いします。

◎品田 理事

はい、皆さん、こんにちは。

ご就任いただいた皆さんにまずは感謝を申し上げ、敬意を表したいというふうに思います。8名の新人の皆さんを迎えて、また新しい議論が始まるのだらうなと想像しているところであります。

発電所の透明性ということもさることながら、皆さんがやられるその議論、これを透明性というよりもぜひ上手に公開をしていただいて、大勢の皆さんから「なるほどな」というところに落ち着いてもらいたいな、というふうに思っております。

20年間という長きにわたって、本当にスタートした時は空中分解するんじゃないかということも頭をよぎったこともありましたが、よくここまで長く続けていただいたなというふうに思いますし、継続は力という言葉がありますが、まさにその通りだと思います。

今、エネルギー事情が、世界のエネルギー事情がこれだけ大きく動きますと、原子力利用について賛成とか反対とかっていう、その振れ幅も大きいと思いますけれども、今現在の私たちの務めというのは、安全にこの原子力エネルギーを使うということなのだらうと私は思います。そのためのですね、民間の皆さんが集まって忌憚のない意見交換ができる会、それが地域の会だと思っておりますので、是非とも大いに議論を深めていただいて、そしてその議論の中身を、是非とも大勢の皆さんに知らせていただきたいと思っております。

新潟県がお願いをしているといいいますか、その行動のための予算を計上してくれているわけですが、県も同じようにきっと考えていると私は思います。この広報センターを中心に、皆さん方の実りある活動ができますように、精いっぱいバックアップしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

今日は大変ありがとうございます。

◎事務局

ありがとうございました。

以上で第 11 期委員依頼状授与セレモニーを終了します。

ここで、櫻井代表理事と品田理事が退席されます。

— 櫻井 代表理事・品田 理事 退席 —

ありがとうございました。

ここで議長の席を入れ替えますので、しばらくお待ちください。

◎三宮議長

それでは、議長を務めさせていただきます、三宮です。委員の皆様のご協力によりまして円滑な会の運営に努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

次の項目は、運営委員の指名になっておりますが、運営委員については、会則第 9 条第 2 項に、「運営委員は会長、副会長及び、会長が指名した若干名の運営委員で構成する」とあります。今日の今日なものですから、来週の水曜日に運営委員会がありますので、近日常に私から指名させていただいたメンバーの方に、事務局から連絡をさせていただきますので、ご承知おきいただければと思っております。よろしくお願ひ致します。

会議に先立ちまして、地域の会の在り方、進め方について、確認をさせていただきます。

この会は、原子力発電所に対する意見を発信する場であること。一つ、この会は地域住民とオブザーバーが顔を合わせ、情報を共有する場であること。一つ、この会は結論を出さない会であること。一つ、この会は互いの立場を尊重し、冷静で客観的な議論を重ねる場であること。以上の 4 点を十分にご認識いただき、会の運営にご協力をお願いしたいと思っております。

この地域の会の概要につきましては、後ほど事務局から説明が、第 3 部であると思しますので、そちらでご確認いただければと思っております。

それでは、第 2 部の前回定例会以降の動き、質疑応答に入らせていただきます。

東京電力さん、規制庁さん、エネ庁さん、新潟県さん、柏崎市さん、刈羽村さんの順でお願いしたいと思ひます。

それでは最初に東京電力ホールディングスさん、お願ひ致します。

◎櫻井 副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。東京電力の櫻井でございます。

それでは、お手元の当社資料、第 239 回地域の会定例会資料前回定例会以降の動きと記載しました資料を、お手元にお願ひ致します。

最初に、不適合関係です。

4 月 13 日、核物質防護に関する不適合情報、資料は 3 ページ中段部の NO.1 をご覧いただきたいと思ひます。

防護区域境界の点検で、見張り人が無許可のスマートフォンを発見しました。防護区域の手前の周辺防護区域境界での点検で、入場する所員の手荷物の開被が十分に行われず、それにより見張り人が見落としてしまったものによるものです。

対策として、検査手順を一部見直すと共に、全所員及び協力企業作業員に不用物品を持ち込まないこと、持ち込み物品の事前確認を徹底することを周知しました。

次に4月27日、海水熱交換機建屋、非管理区域における海水の漏えいについて、資料は4ページです。

4月26日、5号機海水熱交換器建屋地下2階において、運転員が巡視点検をしていたところ、海水系配管スペースエリアから水が浸み出していることを確認しました。

その後、当該エリア内にある原子炉補機冷却海水系の空気抜き配管の弁から海水が漏れていることを確認したことから、当該弁を閉め漏えいは停止いたしました。

漏えいした海水は、約48,000リットルと推計しています。本事象による外部への放射能の影響はございません。今後、原因を調査し再発防止対策を講じて参ります。

次に、この資料とは別で、1枚もので左側に区分Ⅲと書かれております資料をご覧くださいと思います。

こちら本日5月10日のプレス資料で、3号機タービン建屋管理区域におけるけが人の発生について、となります。

3号機タービン建屋1階大物搬入口エリア、管理区域で物品搬入作業に従事しておりました協力企業作業員が、作業後の移動中に足を滑らせ負傷しました。診察の結果、右足関節靭帯損傷と診断されました。本事例を踏まえ、発電所関係者に注意喚起すると共に、再発防止に努めて参ります。

ホチキス止めの前回定例会以降の動きの資料にお戻りください。

次に、発電所に係る情報です。

4月13日及び4月27日、7号機における原子炉系主要設備の健全性確認の進捗状況について、資料は11ページをお開きください。

本件は、本年2月から開始しております7号機原子炉系主要設備の健全性確認についてですけれども、継続して確認を進めております。詳細については、資料をご確認いただきたいと思います。

少し前に戻りますが、4月13日、5号機ランドリー建屋1階における火災の発生について、資料は7ページをお願い致します。

本件は、前回の地域の会定例会でご説明をした事案となります。4月11日に協力企業作業員が、5号機ランドリー建屋1階の洗濯機モーター付近で発火を確認したことから初期消火を実施、その後、柏崎消防本部から鎮火を確認いただきました。

現在、出火原因について当社と柏崎消防本部で調査を進めております。地域の皆様にはご心配をお掛けして、大変申し訳ございません。

次に4月13日、3・4号機サービス建屋地下1階ダクト穴からの空気の流れの確認につ

いて、資料は8ページをご覧ください。

本件は、昨年10月の地域の会定例会でご説明をしました事案の原因と対策ということになります。

原因は、今回穴を確認した空調ダクト、こちらは水分・塩分を含む外気を取り入れていることから、塩害によりダクト内面から腐食が進行し貫通に至ったものと推定しました。対策として、今後当該ダクトを取り換えると共に、内面を点検する方法に見直しました。

尚、1号機から5号機について、同様な不適合箇所がないことを確認しております。

次に4月13日、6号機タービン建屋管理区域におけるけが人の発生について、資料は9ページとなります。こちらも前回定例会でご説明した内容となりますので、資料配布のみとさせていただきます。

4月26日、柏崎刈羽原子力発電所の2022年度訓練実施結果報告書の原子力規制委員会への提出について、資料は10ページとなります。

当社は、2000年6月に施行された原子力災害対策特別措置法に基づいて原子力発電所ごとに作成した原子力事業者防災業務計画に従い防災訓練を実施し、その結果を原子力規制委員会に報告すると共に、その概要を公表しております。

柏崎刈羽原子力発電所の2022年度防災訓練実施結果報告書について、4月26日に原子力規制委員会に提出すると共に公表しております。報告書の詳細につきましては、お手数ですがホームページからご確認をお願いしたいと思います。

次に4月27日、原子力規制委員会から示された6つの課題への対応状況について及び4月20日、核物質防護モニタリング室の設置について、資料は12ページをお開きください。

核物質防護の観点から詳細にお伝えすることはできませんけれども、現在、これらすべての課題に対しまして、対策・検討を進め発電所全体で取組を進めております。例えば、課題の2つ目に記載がございます、侵入検知器の取り付け器具に腐食が確認された箇所につきましては恒久対策を実施しました。

その他の箇所についても、同様な腐食がないか所員がくまなく現場を確認し優先順位を付けながら腐食対策を実施しています。

また、課題の3つ目に記載があります不要警報が目標値に達していないということについては、設備や環境の対策を継続して行うことで低減傾向になっております。更なる不要警報の低減に向け、対策の深掘りを行うと共に荒天時における監視体制の強化など、運用面の対策についても検討しているところです。

当社としましては、各課題に一つ一つ対応することは元より、この対応が仕組みとして定着し、持続的に行われセキュリティレベルを向上させていくことが重要と考えています。この実現に向けた取組みの1つが、課題の6つ目の課題の解決の仕組みに関わる核物質防護モニタリング室の設置となります。

同室は原子力部門から独立した社長直轄組織として5月より設置をし、改善措置を一

過性のものとしないうための取組みとして進めております。

この核物質防護モニタリング室の詳細については、資料の20ページに記載してございますので、後ほどご確認をお願いします。

次に、その他になります。

4月19日、東京電力柏崎レジリエンスセンター建設計画について、及び新潟工科大学と東京電力ホールディングス株式会社との、東京電力柏崎レジリエンスセンター建設・整備並びに活用等に関する産学連携の取組みの協定締結について、資料は13ページをお開きください。

近年、激甚化します災害への備え、対応力向上のため、首都圏と同時被害リスクの少ないこの柏崎市に事業継続に必要なバックアップ用事務センター、災害備蓄品復旧に必要な資機材等を保管する防災用備蓄倉庫、防災機能が整備された広場等を建設致します。

レジリエンスセンターは、一般災害時には地域の方々に災害用備品をご利用いただき、平常時には防災教育、避難所運営、訓練などの活用など、地域の防災力向上、安全安心な暮らし、賑わい創出等に貢献をしていきたいと考えております。こうした取組みを産学連携で行うため、新潟工科大学と協定を締結させていただきました。詳細については、資料をご確認いただきたいと思います。

以降の資料につきましては、福島第一原子力発電所に関する主な情報を含め、配布のみとさせていただきます。私からの説明は以上です。

◎三宮議長

はい、ありがとうございました。続きまして、規制庁さんお願いいたします。

◎渡邊 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

柏崎刈羽原子力規制事務所の渡邊です。委員の皆様、よろしくお願い致します。

それでは、規制事務所から資料を2部お配りしておりますが、まず、「前回定例会以降の原子力規制庁の動き」に基づき、最近の動きについて報告いたします。

最初に原子力規制委員会でございますが、委員会での議論の主なものについて2点紹介します。

4月12日と5月10日、それぞれ2回にわたって臨時会議を開催していきまして、この中で追加検査の結果を報告、議論しています。追加検査においては、委員会で定めた27の確認の視点に基づき、現在、検査を行っております。これまで、不要警報の低減など6つの課題を指摘していますが、その対応状況を含め検査結果について取りまとめています。その内容を報告、委員会に致しました。

今後、早ければ来週の5月17日の公開の委員会の中で、今後の対応を、追加検査を終了するのか継続するのかといったことについて決定する予定です。

4月18日と5月10日に、こちらもそれぞれ2回にかけて高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームにおける検討状況について、中間報告を行っております。この場で主に議論されているのは2つございまして、1つは60年目以降の運転にあたって

プラントとの劣化評価を行う際の追加検査をどのように考えるのか。あと、もう1つ、設計の関係になりますが、過去に建設したプラントの古い設計への対応の考え方というものです。

追加検査については、60年以降の運転を認めるにあたって、通常の点検に加えて追加的に事業者に点検を求めるものです。その内容については、現在40年目の特別点検と同等の項目、例えば原炉力圧力容器の材料に中性子が当たることで劣化する状況を検査で確認するといったことを事業所に求めるもので、そういったことを検討していくもの。

また、設計の古さについては、現在あるバックフィット制度に加えて、事業者に対して他プラントであった新技術の設計比較、ベンチマークの実証を求めて、その結果を基に公開の場で議論することを検討しています。

また、この検討チームの目的の1つだった制度の分かりやすい資料の作成ということで、4月19日付けで原子力規制委員会のホームページに資料を掲載しています。その資料については、別途、カラー刷りのものを1部お配りしてあるかと思いますが、そちらになりますので、後ほど確認いただければと思います。

次に、柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉の審査状況について説明します。今、審査として行っている主なものとしては、7号炉の特重施設の関係でその審査会合とかヒアリングの実績を記載しています。

特重施設以外の案件として2点紹介します。1つは、3号炉の高経年化技術評価と、もう1つは原子炉建屋水素防護に関する審査になります。

3号炉の高経年化技術評価の関係ですが、こちらは4月25日に第29回の高経年化技術評価に係る審査会合を開催し、3月14日以前の審査会合で要請した高経年化技術評価の補正に係る評価結果の内容であるとか、2号炉の情報を3号炉の高経年化技術評価に用いたことについて、その原因等を確認しています。

確認した結果、補正は適切に実施され技術上の論点は無くなったと判断しております。また、是正措置の内容も妥当と判断しています。

次に、原子炉建屋水素防護対策に係る審査の関係ですが、こちらは、格納容器圧力逃がし装置、いわゆるフィルタベントの関係で、従来その圧力・格納容器の加圧破損防止というかたちで整備していますが、今後は水素防護としても運用するというので、こちらのその運用については、保安規定の中で明確化することにしていきます。

3月23日、4月7日、4月17日の3回、論点整理のためヒアリングを実施して4月21日に最初の審査会合を実施し、今後継続的に審査していきます。

次に裏面、規制法令及び通達に係る文書の関係です。4月19日と書いてある部分の保安規定の変更届出書の受理ですが、こちらは、電気事業法に基づく許認可の関係になりますが、発電所の一部組織の変更に伴うものです。

その下、被規制者との面談の関係で主に記載していますのは、7号炉の特重施設に係る面談になります。こちらの詳細な説明は省略します。

その他として1件紹介しますが、4月26日、令和4年度の第4四半期として、今年の1月から3月に行った原子力規制検査の報告書案を、ホームページに公表しています。

柏崎刈羽原子力発電所の結果としては、今回、検査指摘事項は特にございませんでした。尚、今回、報告書案となっていますが、早ければ来週の委員会で審議され、結果について確定する予定です。

その他、公開会合、柏崎刈羽原子力規制事務所の関係は、報告事項はございません。

放射線モニタリング情報については記載の通りとなります。説明は以上となります。

◎三宮議長

はい、ありがとうございます。続きましてエネ庁さん、お願いいたします。

◎関 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁柏崎刈羽事務所の関です。新しい11期が始まりましたけれども、今期もどうぞよろしくお願い致します。

前回定例会以降の資源エネルギー庁の動きについて、ご説明させていただきます。

1枚目のエネルギー全般というところで、G7札幌、気候・エネルギー・環境大臣会合を開催しています。

経済産業省は、4月15日及び16日に環境省との共催により、「G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合」を北海道札幌市で開催しました。

会合では、西村経済産業大臣が西村環境大臣と共に共同議長を務め、コミュニケ及びその附属文書を採択しております。

採択文書、コミュニケにつきましては、ホームページでご確認いただければ幸いです。

続きまして、1つ飛ばして1ページの下のところですが、令和3（2021）年度エネルギー需給実績を取りまとめています。確報となります。

これにつきましては、別途資料を配布させていただきました。関心がある方は、中身を見ていただければと思います。トピック的にご紹介したいのは、2枚目の後ろのページで、関心の高い発電電力量の、原子力とか石炭、天然ガス、水力、太陽光、風力の比率がどうなっているのかというのを、よく皆さんから問い合わせを受けるのですが、2ページ目の裏の表の発電電力量というところにそれを記載していただきまして、発電電力量につきましては前年からプラス3.2%増えておりまして、原子力については2020年が発電量が少なかったということで82.7%増えているのですが、過去5年分くらいでみれば、それほど大きくではないですが増えていきます。

続きまして、太陽光、風力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギーについては、特に太陽光が引き続き大きく伸びているという状況です。引き続き、政府としても再生可能エネルギーの導入についても積極的に進めていく方針です。ご参考までということです。

続きまして、本文の資料に戻っていただき、2ページ目の下の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」が閣議決定されました。4月28日です。

基本方針改定の主旨ですけれども、過去、半世紀以上にわたり原子力を利用し使用済燃料が既に存在している以上、高レベル放射性廃棄物の最終処分は全国的な問題として取り組んでいくべき重要な課題です。これまで、全国約 160 カ所の地域での説明会や理解促進のための広報事業に取り組んできているところですが、2020 年 11 月に北海道の寿都町と神恵内村において、処分地選定プロセスの最初の段階である文献調査を開始して以来、最終処分事業に関心を持つ地域は未だ限定的な状況です。

こうした中、国としては最終処分の実現に向け政府一丸となって、且つ政府の責任で取り組んでいくべく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を改定しています。

改定の内容については、説明は省略させていただきます。こちらの概要については、1 枚紙を配布させていただいています。お時間ある時にお読みいただければと思います。

本文につきましても、ホームページの掲載場所についてご紹介させていただいております。大部にわたるため、配布は省略させていただきます。

続きまして、同じ 4 月 28 日、この閣議決定を踏まえて今後の原子力政策の方向性と行動指針も決定しています。原子力委員会による原子力利用に関する基本的考え方の改定や GX 実行会議における議論等をふまえ、昨年 12 月 23 日に原子力関係閣僚会議において、今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）の議論を行っております。

昨年 12 月 23 日から本年 1 月 22 日までパブリックコメントを実施した上で、4 月 28 日の先ほどご説明した、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定の閣議決定等を踏まえ、原子力関係閣僚会議を開催して今後の原子力政策の方向性と行動指針を決定しています。概要につきましては 1 枚紙を、お配りさせていただきました。お時間のあ
る時にお読みいただければと思います。本文についてはホームページで確認いただければ幸いです。

以下は、時間の関係で説明を省略させていただきます。以上です。

◎三宮議長

はい、ありがとうございます。続きまして新潟県さん、お願いします

◎飯吉 原子力安全広報監（新潟県・防災局）

県の原子力安全対策課の飯吉です。よろしく願いいたします。県は、毎回出席者が変わるかもしれませんがよろしく願い致します。

前回定例会以降の動きについて、説明させていただきます。右上に新潟県と書いてある資料をご覧ください。

1 番、報道発表ですが、5 月 5 日に石川県能登地方を震源とする地震がありましたが、刈羽村で震度 4 を観測したことから、東京電力から通報連絡があったプラントの情報と県が行っている放射線のモニタリング情報を合わせて報道発表しております。その際の報道発表資料を添付しておりますので、後ほどご確認頂ければと思います。3 枚付けておりますが 1 枚目が 14 時 42 分にあった地震の第一報で、その後、発電所でプラントの現場パトロールをした後に第二報を最終報として出しております。

また、夜 21 時 58 分頃に再度地震が起きておりまして、こちらは、柏崎市、刈羽村も震度 3 だったのですけども、昼に出したということでその続きとして第一報を出しております。

その他ですが、4 月 19 日に県政記者クラブから要望があつて出したものですが、検証総括委員会の前委員長から県に提出された要望書に関する知事コメントを報道発表しております。資料の最後に添付しております。

この関係で、本日午前中に知事の定例記者会見がありまして、知事から福島原発の事故に関する 3 つの検証の取りまとめは県が行う旨の発表がありましたので、合わせてお知らせします。

また、資料に記載しておりませんが、本日午後に安全協定に基づく発電所の月例の状況確認を柏崎市さん、刈羽村さんと共に実施しております。こちらのほうは次回の資料に記載の上、説明させていただきたいと思ひます。

県からは以上となります。

◎三宮議長

はい、ありがとうございました。続きまして柏崎市さん、お願いします。

◎金子 課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災・原子力課の金子でございます。

前回定例会以降の動き、柏崎市危機管理部防災原子力課という資料をご覧ください。

5 月 5 日に発生した石川県能登地方を震源とする地震に関する対応でございます。14 時 42 分頃に発生した地震が刈羽村で震度 4 が観測されたことから、15 時 15 分、柏崎刈羽原子力発電所の状況について、防災行政無線による広報を行っております。放送内容については資料に記載の通りでございます。以上でございます。

◎三宮議長

はい、ありがとうございました。それでは最後に、刈羽村さんお願いします。

◎三宮 主任（刈羽村・総務課）

刈羽村総務課、三宮です。よろしくお願ひいたします。

前回定例会以降の動き、刈羽村総務課と書いてある 1 枚の資料をご覧ください。

5 月 5 日に石川県能登地方を震源とする地震に関する対応を致しました。防災行政無線及び村の緊急メール、LINE での広報を行っております。詳細については資料をご覧いただければと思ひます。以上となります。

◎三宮議長

はい、ありがとうございました。それではここから前回定例会以降の動き、質疑応答に入りたいと思ひます。発言のある方は挙手の上、私から指名させていただきますので、お名前を名乗ったあと、どちらのオブザーバーへの質問・意見なのかお話いただいてから、発言していただければと思ひます。はい、それではお願ひいたします。はい、竹内委員、お願いします。

◎竹内委員

竹内です。よろしくお願いします。東京電力と規制庁に質問です。東京電力の4ページの資料の海水の漏えいですが、ここには書いてないのですが弁の締め忘れだったと聞いておまして、それで、27日にあったことで弁の締め忘れであれば今わかっている範囲で説明していただきたい。

今日の山中委員長の記者会見の中で、ランドリー火災よりも重大だと捉えていて、東電が決められた手順を取らなかったことが大変問題だというふうなことをおっしゃっていたのですが、そのあたりどういうことなのか全然わからないので、分かっている範囲で東京電力から説明を受けたいのと、併せて、規制庁としてどう見ているのかをお伺いしたいのでよろしくお願いします。

◎三宮議長

はい、それでは東京電力さん、お願いします。

◎松坂リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、東京電力リスクコミュニケーター、松坂がご質問にお答えします。

まず、ご指摘の件ですけれども、現場を確認しましたら設備の故障等は確認がされておられません。弁が開いていたということも事実でございまして、現在、関係者の聞き取りをしておまして、使用していた手順、それから操作、どこに問題があるかというところを調査しておりますので、申し訳ございませんが、今、調査中というところだけ、ご承知おきください。以上です。

◎三宮議長

はい、それでは規制庁さん、お願いします。

◎渡邊 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制事務所の渡邊です。

今、東京電力さんから話がありましたが、原因等調査をされているということなので、その調査結果の内容を確認した上で、必要な対応をしたいと思っています。

私もその現場を見に行った状況では、かなり海水の漏えい量が多いので、今すぐ原子炉安全に影響はないというところはあるものの、ちょっとお粗末な内容だなというのは思っていますので、そこはしっかり検査等で確認をしていきたいと思っています。

◎三宮議長

はい、竹内委員、どうぞ。

◎竹内委員

関連して、感想ですけれども、結構たくさん水の弁で、私、よくわからないのですが、開いたら開いた、何か多分マークを付けるのではないかと思いますし、そのマークを外す時には一人じゃなくて二人とかで、よし、よし、ってやって、何らかのマーク、タグとか何かを取る作業をするんだと思っています。原発の中でこんなことが起きるのだと思うと、海水の施設だからいいかも知れないけれど、他のところも同じようなことが起

きてしまうのではないかと、すごく心配になりますので、ぜひ、分かったことから次回以降教えてください。以上です。

◎三宮議長

はい、それでは次回の定例会で分かった範囲でまた報告いただければと思います。

他にある方いらっしゃいますか。はい、本間委員、どうぞ。

◎本間委員

本間です。意見でよろしいでしょうか。資源エネルギー庁さんです。

2点あります。1つは使用済燃料の廃棄の問題です。最終処分の問題に関して、資料に過去半世紀以上にわたり原子力を利用し、使用済燃料が既に存在している以上、この問題を云々と、あたかも自然に使用済燃料が出てきたかのような書き方をしておりますけども、原発に反対していた者から言わせてもらおうと、こういうことになるから原発は運転しないほうがいいと、ずっと言い続けてきたわけです。それを、国の方針で原子力発電所を運転し続けてきて、既に存在している状態になってしまった。そのことについて、資源エネルギー庁、昔の経産省ですけど、当然、反省があって然るべきではないかと思えます。感想です。

それからもう1点、資料の最後にありました再稼働への総力結集とか、原子炉の最大活用とか、また、びっくりするようなことが一気に決められました。これも、日本の原子力政策というのは反対の意見を聞かないで、福島から柏崎と次々と建設してきて、やってきた帰結が福島の事故だったわけですね。それで、その間住民の意見というのは基本的には聞かない。国の政策をひたすら推し進めてきた。福島の事故の後、国としての方向性が一定程度あったと思うのですが、それが、いとも簡単に十分な議論もなく、方向性が突然変わってですね、再び国民の意見は聞かないという方向性でやっていくと、再び福島へ至った道をもう1回歩み始めているのではないかということで、私は非常に危惧を大きくしております。

ここでこんなことを言っても、資源エネルギー庁が考え直すとは思っていませんが、黙っているわけにはいかないということで言わせていただきました。

◎三宮議長

はい、ありがとうございます。ご意見ということでよろしいですかね。

はい、他にある方いらっしゃいますか。はい、三井田副会長、どうぞ。

◎三井田達毅副会長

柏崎エネルギーフォーラムの三井田です。ちょっとまだ、私も読み込みができてはいないのですが、規制庁さんからお配りいただいた運転開始からの60年延長の評価の関係の資料で、私の理解が合っているかの確認でお答えいただきたいのです。

前提として、資源エネルギー庁等含めて国では、実はエネ基には盛り込んでいなかったけれども、原子力をある一定程度のパーセンテージでやるというのは事故後もうたってきたので、抜本的な改定というよりは、やっとな現実的な話になってきたのかと私は思

っているのですけれど、そういったかたちの中で、延長もやりますというのをエネ庁は言っているわけですが、規制庁の立場としては、60年の規制は撤廃するけれども、60年以上もやりたいという事業者が規制庁を納得させられるようなエビデンスをもって説得できなければ認めないというような、ザックリいうとそういう感じの仕組みという理解はありますかという質問です。

◎三宮議長

はい、規制庁さん、お願いします。

◎渡邊 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制事務所の渡邊です。今、三井田委員からおっしゃっていただいた内容で間違いはないです。制度的には、60年以降の運転は可能とはなりますが、当然、それにあたっては我々、技術評価をすることになって、その前提となるのは事業者からの特別点検であったり、いろんな評価を出していただいて、それを我々が確認をした上で、それでも尚、問題がないということであれば運転を認めるということになるので、出されたからすぐそれが可能であるというものではないです。ご認識の通りで間違いありません。

◎三宮議長

はい、ありがとうございます。はい、三井田副会長。

◎三井田達毅委員

すみません、続けての質問です。これは、60年超えても動かしたいですというものが行って、これは妥当であろうと例えばなった時、以降の点検等々の頻度は、ある程度定まっている感じなのでしょうか。それもお聞かせください。

◎三宮議長

はい、規制庁さん、お願いします。

◎渡邊 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

60年以降どうするかについては、必ずしも明確に決まっているものではなく、今まさに議論しているところです。

◎三宮議長

はい、ありがとうございます。他にある方、いらっしゃいますか。今日は時間がだいぶ余裕がありますので新委員の方も感想でも構わないので、なかなかしゃべりづらいとは思いますが、挙手いただければ。

はい、水戸部委員、お願いします。

◎水戸部委員

はい。資源エネルギー庁に質問ですが、不勉強で申し訳ないですが、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の説明のところ、私まだこの基本方針を読んでいないのですが、これから対象地を選定していく中で、原発立地地域というのは対象になり得るものなのかという質問をさせていただきます。

◎三宮議長

はい。エネ庁さん、お願いします。

◎関 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

はい。ご質問ありがとうございます。

中身についてあまりご説明しておらず大変恐縮ですけれど、ご質問いただいた内容につきましては、まさにぜひといたしますか基本的に説明すること自体は、ご要望があればいつでもエネ庁としてはお伺いさせていただきます。例えば、柏崎市につきましては、最終処分は難しいとおっしゃられているかと思しますので、無理に説明会を行ったり何かを進めるということは当然ございませんけれども、他の立地地域について、もし、そういう要望があれば、資源エネルギー庁としてご説明にお伺いするということはあるかと思えます。

◎水戸部委員

はい、ありがとうございます

◎三宮議長

はい、他にある方いらっしゃいますか。はい、小田委員、どうぞ。

◎小田委員

柏崎商工会議所の小田でございます。資源エネルギー庁さんに質問です。先ほどの資料で、自然エネルギーの比率が上がっているというご説明をいただいたのですけれども、ベースロードは基本的に変わっていない現状の中で、確か昨年だったか一昨年だったか、自然エネルギーの発電量が増えたがために、その自然エネルギーの受け入れができなかったということがあったと思うんですけれども、今後、益々自然エネルギーの比率が増えてベースロードはあまり変わらない状況が続くかと思うんですけれども、そうすると、いくら自然エネルギーを増やしても実際に送電できないという事象が起こりうるのかなあと思うんですけれども、今年に関してもそういう理解でよろしいでしょうか。

◎三宮議長

はい、エネ庁さん、お願いします。

◎関 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

小田委員、質問ありがとうございます。足もとではそういう状況といたしますか、まさに昨年もですけれども、九州地方ですとか東北地方も、この新潟県もそうですけれども、いつだったかは正確に覚えていないのですが、確か天気が良く、電気の需要が少ない時に、太陽光発電の出力制御を行ったことは確かにございまして、今年も、そういう可能性はあり得るのかと思います。ただ、これは本当に分からないものですので、そこについてはご理解いただければと思いますが、問題については十分に認識しておりまして、政府としても再生可能エネルギーを増やすということで政策を進めており、例えば、送電線を強化するというところで、九州地方と中国地方の送電線を強化するとか、東北の日本海側、北海道もそうですが、洋上風力発電の開発が進められており、北海道から日本海側を通る海底直流送電について整備するという方向性は決まっており、今後は具体的にどのように送電線を引くかという

ことの調査が始まりますが、これはまだ先になりますので、ご懸念の点はあるかと思いますが、再エネの利用を増やす送電線の強化は、まさに今進めているところです。以上です。

◎三宮議長

はい、ありがとうございました。で、いいですかね。はい。

他にある方、いらっしゃいますか。はい、今日は時間があります。竹内委員、どうぞ。

◎竹内委員

竹内です。資源エネルギー庁に、以前、出力調整ができない原発をどんどん増やしていったら、結局、夜間電力が余って、それを売るためにどんどんどんどん会社だとか家庭だとかを、どんどん電化していくというので、決して省エネの方向にいかないのではないかということをお伺いした時に、それはこれから考えますというお答えをいただいて、また今のお話を聞いていて、出力調整ができない原発を増やしていくことが果たしていいのかということが疑問で、変動する自然エネルギーを活用するためには原発ではダメなのではないかなという感想をすごく持ったのですが、そのあたりどういう方向性を持っているのか、調整できない余った電力をどういうふうにする方向性を持っているのか、教えていただきたいのですが。

◎三宮議長

はい、関所長、お願いします。

◎関 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

竹内委員、ご質問ありがとうございます。前回もご質問いただいておりましたが、説明が分かりにくいとのことで恐縮ですけれども、夜間電力について、いろいろな考え方があるとは思いますが、いわゆるそのベースとなる電力が、最近、火力発電の問題（ウクライナ侵攻によるエネルギー価格高騰、脱炭素への動きなど）もあって、資源エネルギー庁ではベース電力の部分が非常に弱くなっているという認識を持っており、そのため、ものすごく原子力を増やすというわけではないのですが、原子力を可能な範囲でベース電源として利用していきたいという考えは持っているところです。その政策を、今いろいろと進めているところですが、夜間電力の話とベース電源の割合をどういうふうにバランスを取っていくかというのは、なかなか答えが出づらいつころではあるのですが、ただ、竹内委員の言われた省エネを進めることや、再エネの導入をさらに増やすということについては並行して進めさせていただいておりますので、前回のご回答になるのですけれども、政府としては様々な電源をバランスよく使わせていただくというのが、今の我々の政策の考え方となっております。以上です。

◎三宮議長

はい、ありがとうございました。はい、竹内委員、どうぞ。

◎竹内委員

何度もすみません、竹内です。GX では、やっぱりその徹底的な省エネというのを何より第一義的にやっていこうというふうになっているわけで、そこで出力調整できない原

子力というのを持ってくるというのがすごく矛盾しているように思って、答えは結構なのですが、どうしても自分の中で腑に落ちなくて、そのあたり、もうちょっときちんと考えていただきたいなという要望です。以上です。

◎三宮議長

はい、ありがとうございました。今のGXも含めてですね、閣議決定が数多くされていると思いますので、今後、地域の会の中で説明していただければということ、運営委員会と協議してご連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

はい、他にある方、いらっしゃいますか。はい、品田委員、どうぞ。

◎品田委員

荒浜 21 フォーラムの品田です。

東京電力さんにお伺いします。資料の12ページ目の6つの課題への対応状況という中で、2番目の侵入検知器の取り付け器具の腐食の件が書かかれています。ここで当該腐食箇所について恒久対策を実施済みという報告をいただいておりますけれども、当地区は海岸に近いところに設備があつて、潮風が非常に強くて、この腐食に対しては避けて通れない部分があると思うのです。そんな中で、恒久対策という言葉で書いてあるのですが、この恒久対策というのは具体的に公表できるようであれば、どんな方法なのかを教えてくださいたいと思います。

◎三宮議長

はい、東電さん、お願いします。

◎古濱 原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

品田委員、ご質問どうもありがとうございます。東電、古濱から回答申し上げます。我々のこの書きぶりで恒久対策というと、絶対もう腐食しないものにするみたいなイメージをもしかして与えてしまったかも知れませんが、そういう意味ではなくて、腐食しづらいハードウェアにしていくというのは1つはやるのですけれども、もう1つは、ソフト面、管理面で腐食の傾向がみられたら、早急にその傾向をしっかりと把握して、取り換えるなり修繕をするなりという管理をしっかりとやっていくという、その両面、ソフト面とハード面両方を合わせての対策という意味でございますので、恒久といっても絶対腐食しないものにするという意味ではございません。

◎品田委員

はい、わかりました。

◎三宮議長

はい、ありがとうございました。他にある方いらっしゃいますか。

はい、三井田副会長。

◎三井田達毅委員

私も重ねての質問になって申し訳ありません。先ほどの竹内さんのご質問に関連して

エネ庁さんに聞きたいのですが、これも私の認識というか、知識が間違っているかなと思ったので確認ですけれど、電気は需給バランスが一致していないといけないので、一日の中で波がある中に合致させるための波じゃない下の部分、一日の間で必ず使う部分の電気をベースロードって言うっていて、ここは逆にいうと安定的に発電できるものじゃなきゃダメだから、今まで火力や原子力だった部分の原子力のウエイトが減ってきたので、カーボンニュートラルの事を考えても火力から原子力に置き換えたいというふうに私は思っていて、これをボリューム電源っていったかわかんないですけど、土台じゃない、波打つところの需給バランスを合わせるのに、どれだけ自然エネルギーをマッチさせていくかと。でも、自然エネルギーだけだと安定的に波に合わせられないので、行き過ぎたら調整するし、足りなければバックアップの火力でやります。というのがたぶん今のエネルギーミックスのざっくりとした流れだと思うのですが、この理解で合っていますかという質問です。

◎三宮議長

はい、エネ庁さん、お願いします。

◎関 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

三井田委員、ご質問ありがとうございます。私のわかりにくい説明を、三井田委員から分かりやすく説明していただきましたけれども、その通りです。その通りのお考えで間違いはございません。以上です。

◎三宮議長

はい、ありがとうございます。他にある方、いかがでしょうか。まあ、新委員の方も最初だと思うので、まあ少し慣れていただいて、次回以降ご発言いただければというふうに思います。

それでは、時間ちょっと早いですけれども、ここで休憩、換気に入りたいと思います。予定通り 20 時から再開したいと思いますので、それまで休憩に入ってください。お願いいたします。

— 休憩 —

◎三宮議長

はい、それでは少し早いですけれども、皆様お揃いのようなので、第 3 部を始めたいと思います。

それでは、地域の会の概要について、事務局から説明をしていただきます。お願いします。

◎事務局

はい、事務局の近藤でございます。お手元に、「地域の会の概要」という資料をお配りしております。そちらをご覧くださいながら、説明をお聞きいただきたいと思います。

地域の会の誕生の経緯ということで、2 ページ目をご覧いただきたいと思いますが、地域の会は平成 15 年に設立とされております。そこに至るまでの経過として、平成 13 年、14 年、15 年あたりでしょうか、当時、プルサーマル計画というものが、賛否、いろいろなご意見があったというような時代背景があったと承知しております。

それで、平成 14 (2002) 年 7 月に、刈羽村の、本日も出席いただきました品田村長、それから 8 月には柏崎市の西川元市長が、MOX 燃料の製造に関してヨーロッパを視察されたという経過がございます。

それから、同じ年の 8 月 29 日に、東京電力が不正問題を公表しました。内容としては、発電所における自主点検作業記録を意図的に改ざん、隠ぺいするなどの不正を行ったと言われております。これらを契機として、新潟県、柏崎市、刈羽村、さらに地域住民を含めて、発電所の透明性を確保することで信頼回復をしなければいけないのではないか、という提案が行政側からあったということであります。

かたちとしては、ヨーロッパの視察でフランス等の例をヒントにした、新しいスタイルの再発防止策として、地域の住民の方、また事業者を含めた行政などオブザーバーが直接顔を合わせて、情報の透明性を持って信頼回復を目指そうという、当時ヨーロッパ型というふうに言われていたようですが、新しいスタイルの会としてスタートしたというのが誕生の経過です。次のページをご覧ください。

設立にあたりましては、平成 14 (2002) 年の 12 月から翌年 2003 年の 2 月にわたり準備会が行われております。年表等を確認いたしますと、3 回行われているというふうに記録が残っております。このような準備会を経て、平成 15 (2003) 年 4 に新委員による予備会議が行われ、その場で決められたのが、「発電所そのものの賛否は問わない」、それから、「権限は持たない」、「会議は原則公開をする」という、この 3 つを決定したとされております。

地域の会の概要として 1~4 までですけれども、「委員は柏崎市・刈羽村に在住し、会が認める団体、地域の推薦を受けた 25 名以内の委員で構成をする」とされております。先ほど依頼状の交付をさせていただきましたが、当センターの代表理事柏崎市長が依頼し、任期は 2 年と定められております。

会の任務としては、発電所の運転状況及び影響等の確認・監視、事業者等への提言、議論、活動等の住民への情報提供、委員の研修などを行います。それから、県、市、村、それから国、事業者はオブザーバーとして、本日の定例会、それから、月 1 回の運営委員会を開催しておりますが、そういったところにお出席していただいて、会そのものを運営していただいているということであります。

今ほど申し上げましたが、会議の種類と致しましては、定例会を毎月 1 回実施しており、必要に応じて臨時会も開催をしたことがございます。それから、運営委員会を月 1 回、会長が指名した運営委員からお集まりいただき開催しています。

下の 4 ページの図を見ていただくとお分かりいただけると思いますが、要するに地域

の会を核として、地域住民の方から意見をいただいたり、また会から情報を差し上げたり、関係自治体、国などの情報公開、あるいは意見、提言などをお互いに双方向でさせていただく、もちろん事業者である東京電力ホールディングスからも情報をいただき、それに対してこの場で質問や意見等を交わしながら透明性を確保していこうという、コミュニケーションの中で透明性を確保する努力をお互いにしよう、ということがこの会の大きな目的であると考えております。

次の5ページをご覧ください。地域の会の運営費用は、すべて新潟県からご負担いただいております。会の運営については、委員の皆様が全て担われます。

運営委員会は、会長、副会長、それから会長が指名をする若干名の委員の皆様で構成され、主に定例会の議題の検討を行うほか、情報誌の「視点」、これにつきましては先般、新しく委員になられた皆様には最新号を郵送させていただきましたが、発行しております情報誌・視点の編集、それから、新委員の皆様にはお手元に写しをお配りしておりますが、先月、4月にオブザーバーの皆様には第10期の委員の皆様の要望書を提出させていただいておりますが、そういった提言、要望書の取りまとめ。

それから昨年9月には、青森県の核燃料リサイクル施設等の視察をさせていただいておりますが、そういった視察あるいは勉強会、研修会等の企画なども、この運営委員会でご検討いただき、定例会等にお諮りするということ、会の運営の中心となって活動していただいている組織でございます。

6ページをご覧ください。これまでの議論の対象となった主な事象ということで、かいつまんだ一部ですけれども、例示させていただいております。

2002年8月の東京電力の不正問題の公表から、原発の停止がいつ頃、あるいは中越大地震、それから中越沖地震、東日本大震災、というような大きな地震、震災を経験した中で原発がどのような状況にあって今日に至っているかという、この地域の会で取り上げた内容の主なものでございます。これが全てではございませんが一部を例示させていただいております。

最近では、今年の1月になりますが、柏崎刈羽原子力発電所3号機の高経年化技術評価書で、一部、情報の引用があったというようなことが話題となった事象でございます。これ以外にもたくさんありますが、一部を記載させていただいております。

次に7ページをご覧ください。地域の会の活動につきましては、先ほど概略を説明致しました。これまでの20年間で19回の提言、意見書、要望書を提出しております。定例会につきましては、本日239回、この内6回はコロナ感染症等々の諸事情により中止しておりますが、239回の定例会ということで、今回に至っております。運営委員会につきましては246回、臨時会が9回でございます。

情報誌の視点は、現在119号が発行されております。視察につきましては、これまで20年間で11回、県外視察を行っているということです。

先ほどご紹介しました、昨年9月に青森県の核燃料施設を視察させていただき、9名の

委員の皆様からご参加をいただきました。今年度は予定がございませんが、また次年度以降、当然、運営委員会等でご議論をいただいた中で検討するということになるかと思えますので、また、視察等が計画がされましたら、ぜひご参加をいただければと思っております。

それから8ページでございます。当会の活動を集約する場として、国、新潟県、柏崎市、刈羽村、それから東京電力ホールディングスの皆様一堂に会した、情報共有会議を実施しております。これは関係者が一堂に会した中で意見交換や要望を行うというものでして、昨年は11月2日に産業文化会館で開催しました。昨年はコロナの影響が徐々に少なくなっていくということもあり、懇親会もやらせていただいております。今年度につきましては、また後ほどご紹介をさせていただきたいと思っております。

それから9ページ。提言・意見書・要望書の提出についてです。こちらは、先ほど19回の提言・意見書・要望書の提出があったものを、すべて記載しております。2003年の12月「原子炉圧力抑制室内の異物問題に対するまとめ」というものから始まりまして、つい最近、先月12日に題名としては2015年から変わっておりませんが、「原子力発電所の安全性を一層高めるための要望書」を、オブザーバーの皆様それぞれ回答をいただきたいということでお願いしたところです。回答の期限としては今月末、5月31日までということでお願いしております。今後も11期の皆様の2年間の活動の中で、オブザーバーに対する提言や意見書・要望書の取りまとめをする方向になるかと思っておりますので、そういった視点からも、ぜひ、この会へご参画いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地域の会の役割ということで10ページをご覧ください。繰り返しになりますが、この会は賛成、反対、中間の情報を同時に発信し、いろんな立場、いろんなご意見のある方が顔を合わせて、地域住民とオブザーバーが情報を共有する場です。それから、お互いの立場を尊重し、冷静で客観的な議論を重ねる場であるということ。最後に、繰り返しになりますが、結論を出さない会で、議論の中からオブザーバーがそれぞれの役割に反映していただければということが大きな目的であり役割であります。

資料の説明は概ね以上ですが、ここで、会則について少し説明させていただきます。

新しく委員になられた皆様には、「地域の会10年の記録」という冊子の写しをお手元にお配りしておりますが、そちらの後半のほうに「柏崎刈羽原子力発電所の透明性確保する地域の会の会則」というものがございます。これは、10年前の記録誌ですので、その当時の会則を載せさせていただいております。若干変わっておりますが、そちらをご覧ください。

まず、目的として第1条には、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、以下「地域の会」といいますが、「柏崎刈羽原子力発電所立地地域の住民の参画により、発電所の安全性、透明性確保に関する事業者の取組、並びに国、及び関係自治体の活動状況等を継続して確認、監視し、提言等を行うことにより、発電所の安全を確保することを

目的とします」と定められております。

それから第2条に、委員の定数が定められており、冒頭申し上げましたとおり「会は、柏崎市、刈羽村に在住し、会が認める各種団体の推薦を受けた25名以内の委員を持って構成します」とあります。本日、11期の皆様19名でスタートをしているところです。定数からは、まだ6名ほど下回っている状況ですが、今後、適当な団体等の推薦等があれば、第12期以降は、25名以内という定数に近づける努力も必要になるのではないかと考えております。任期は2年で、委員は再任されることができるとなっておりますが、ここには記載はありませんけれども、最長で10年が再任の限度になっています。ですから、10年を超えての委員就任はできないことになっています。

それから、オブザーバー等については記載の通りです。通常、この定例会あるいは運営委員会には、原子力規制庁、資源エネルギー庁、新潟県、柏崎市、刈羽村、それに東京電力ホールディングスの皆さんからご出席いただいておりますが、先ほど申し上げました、年に1回の情報共有会議には内閣府からもご出席をいただいて、意見交換をさせていただいておりますので、そういった国との連携、あるいは関係自治体との連携、事業者との連携というものを大事にして、この会を運営していきたいと考えております。

それから任務につきましては、第4条にあるように原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視。事業者等への提言、会での議論、活動等の住民への情報提供ということがうたわれています。こういった情報提供につきましては、ご出席をいただいている委員の皆様、それぞれ推薦団体もあろうかと思っておりますけれども、この会での議論を地域に持ち帰っていただき、ぜひお伝えいただくこともお願いできればと考えております。

それから、委員の研修、その他会の目的を達成するために必要と認められる事項、となっております。

それから、会及び委員の権利と責務ということで、第5条にあるように「委員は会において自由に意見を陳述することができます。委員は互いの意見を尊重するとともに、自らの意見等には責任を持つものとします。会は、事業者等に発電所の安全確保に係る提言をする事ができます。会は国の責任・権限に係る事項及び法令の規定を超える事項については、これらを超えて事業者等を拘束する要求はしないものとします。」ということで、会と委員の権利と責務を第5条でうたっておりますので、ご確認いただければと思います。

それから、5項として「委員は、会を通じて、事業者等に資料開示、情報の提供、現場確認等を求めることができます。この場合、委員の情報共有のために、その活動内容を会に報告するものとします」ということです。

例えば、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の視察等も、今後、運営委員会等でご議論いただいた上で、可能であれば実施をしていくことも必要になると思っております。

それから、最後6項ですが「委員は、会の活動の中で事業者等の非開示情報を見聞した場合は、その内容を守秘するものとします。」とあり、要するに知り得た秘密で公開できないものについては守秘義務があるので、ご配慮いただければということです。

それから、第6条は事業者等の協力です。事業者等とは、東京電力ホールディングスを始め、国や各自治体の皆さんの事ですが、会の目的を理解し積極的な情報開示に務めていただくとともに、会への説明は委員に分かりやすいように工夫をしていただきたいと思いますということが記載されています。

それから、「事業者等は会における委員の意見、提言を十分に尊重するものとします。」と記載をされています。

また、第7条会の公開です。「会は全て公開で行ないます。但し、委員の合意により、公開しないことができるものとします。」ということで、原則公開ですが内容によっては公開が難しいというようなものも当然ありますので、委員の判断で非公開とする場合もあるということをおたっておりま。

それから、第8条には「会には会長と副会長を置きます。会長及び副会長は委員により互選します。」ということで、冒頭、会長、副会長をこの場で互選していただきました。それから、会長は会に関する事務を総理します。」4項には、「副会長は会長に事故ある時、その職務を代理します。」とあり、会長、副会長の任務について決められています。

それから、運営委員会、第9条ですが、会に運営委員会を置き「運営委員会は会長、副会長及び会長が指名した若干名の運営委員で構成します。」と記載をされています。会長から発言があったように、後日、会長が運営委員を決定し、私共事務局から指名された委員の皆様にご連絡申し上げますので、ぜひ、お引き受けをいただきたいと思います。最終的に運営委員が決定しましたら、公開をさせていただきます。決定後、速やかにホームページ等で公表させていただきます。

運営委員会は、会長または会の諮問事項の審議、会の運営を円滑に遂行するための提言及び会が発行する情報誌の企画、編集を行うものとします。」

それから、会議、第10条ですが、定例会は、原則として毎月1回招集します。本日、令和5（2023）年度の定例会と運営委員会の開催日程表カレンダーを、資料としてお配りしていますが、基本的にはその記載の通りの日程で、1年間、来年の3月まで実施する予定です。もちろん、災害あるいはその他の諸事情により、中止、延期ということも当然考えられます。そうなった場合には速やかにご連絡を差し上げますので、よろしくお願ひします。

それから、「会議の議長は会長が務めることとします。会長が出席できないとき、又は会長の指示あるときは、副会長、又は会長があらかじめ指名した者が議長にあたるものとします。」としています。

最後に、「会の事務局は柏崎原子力広報センターが行うものとします。」ということ。それから、関係自治体は事務局を補佐していただきたいと思いますということで、締めくくられております。

以上が、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会の会則の主な内容です。新しく委員になられた皆様、この会則をお読み取りいただき、会の主旨、目的等を十分にこ

理解の上、ぜひ、忌憚のないご意見、発言をこの場で繰り広げていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で、地域の会の概要の説明を終わらせていただきます。ご清聴いただきありがとうございました。

◎三宮議長

はい、ありがとうございました。会則について質問等というのも変だと思しますので。わからないこと等ある場合は、後日、事務局にご確認いただければと思っております。

今ほどの会則の中にあった、目的、そして委員の権利と責務、このへんを十分理解していただいた上で、是非とも月に1回の定例会でございますから、極力予定を付けていただいでご参加いただければと考えておりますので、来月以降もどうぞよろしくお願い致します。

それではちょっと早いですが、これで議事を終了させていただきたいと思います。事務局お願い致します。

◎事務局

はい。事務局からご案内します。まず、令和5（2023）年度情報共有会議の日程ですが、次第でございますように、11月10日金曜日、午後3時から6時、柏崎市産業文化会館3階大ホールで開催する予定です。

次回の定例会についてご案内します。第240回定例会は、令和5（2023）年6月7日水曜日、午後6時30分から、ここ柏崎原子力広報センターで開催します。この会場です。

お帰りの際にマイクの消毒に使用したウエットティッシュを、会議室出口に設置してあるゴミ箱に入れてください。また、お手元のペットボトルはお持ち帰りください。

尚、この会場は直ちに消毒作業を行いますので、取材は1階のエントランスホールで8時40分までとさせていただきます。

以上を持ちまして、地域の会第239回定例会を終了します。ありがとうございました。

— 終了 —